一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　山梨県西八代郡市川三郷町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、市川三郷町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　市川三郷町（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十七号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十九年一月二十四日
　　農林水産大臣　山本　有二
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　北海道奥尻郡奥尻町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十八号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十九年一月二十四日
　　農林水産大臣　山本　有二
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　東京都八王子市小津町六四二・六四五・六四八から六五〇まで・六五二・六五四から六五六まで・六五九（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、六四三、六五一、裏高尾町一七四〇（次の図に示す部分に限る。）、一七三六、南浅川町三二六〇・三二六一・三三〇九・三三九五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、青梅市小曾木二丁目一一四〇の一・一三〇八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九一〇〇の一、柚木町二丁目一〇〇九の一・一〇一一の一・一〇一二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇一七、森下町四二六・四二七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四二五、沢井三丁目四七〇・五五四の一・五五五・五六三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五三六の一、七六八、梅郷一丁目二〇四七のイの一、二〇五〇、西多摩郡奥多摩町棚澤字横まくり一六一の一・字足谷戸三三四の一・留浦字峯平一四四一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、檜原村字三都郷七五九〇の口・七五九一の三・七五九一の八の二・七五九六のイ・七六三三の八・七六三四のイ（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　柚木町二丁目一〇〇九の一・一〇一一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇一二、森下町四二五から四二七まで、沢井三丁目四七〇、五五四の一、五五五、五六三、字横まくり一六一の一、字足谷戸三三四の一、字峯平一四四一、字三都郷七五九〇の口、七五九一の三、七五九一の八の二、七五九六のイ、七六三三のイ
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十九号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十九年一月二十四日
　　農林水産大臣　山本　有二
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福島県白河市表郷金山字吉釜三、五から一三まで、一六、一七、表郷中野字山神入二三、二六、四六、四七、五〇、五五、六一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十九年一月二十四日
　　農林水産大臣　山本　有二
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福井県坂井市丸岡町大字未定長畝外参ケ共有一三字屋敷一の一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十一号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十九年一月二十四日
　　農林水産大臣　山本　有二
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福井県三方上中郡若狭町北前川六七号中彦二の九、六八号布滝二の一四、七一号児屋一の一、七三号突抜一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十二号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十九年一月二十四日
　　農林水産大臣　山本　有二